

平成25年3月19日

第2472号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目 次

告 示

- 漁船損害等補償法による付保義務の同意に係る発起人となる旨の届出（105・農業経済課）…………… 1
- 基本測量終了の通知（106・建設政策課）…………… 2
- 都市計画事業の変更の認可の告示があった旨の公告（107、108・下水道課）…………… 2
- 建設業の許可の取消し（109・仙北地域振興局総務企画部）…………… 2
- 道路区域の変更（110・仙北地域振興局建設部）…………… 3

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請（地域活力創造課）…………… 3
- 土地改良区の役員の退任の届出（秋田地域振興局農林部）…………… 4

公安委員会告示

- 指定講習機関の指定（29・運転免許センター）…………… 4

告 示

秋田県告示第105号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項に規定する同意に係る発起人となる旨の届出があったので、同令第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公示し、指定漁船調書を縦覧に供する。

平成25年3月19日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

届 出 事 項			指定漁船調書の縦覧の期間及び場所	
発起人の住所及び氏名	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称	縦覧期間	縦覧場所
由利本荘市西目町海士剥字海士剥下52番地51 佐々木 徳一郎 由利本荘市西目町出戸字浜山7番地4 鷹島 長一	西目	秋田県漁業協同組合	平成25年3月19日から 同年4月2日まで	由利本荘市観音町34番地1 南部総括支所本荘西目支所
男鹿市脇本脇本字脇本49番地2 高桑 芳英 男鹿市脇本脇本字石館32番地4 加藤 邦夫	脇本	秋田県漁業協同組合	平成25年3月19日から 同年4月2日まで	男鹿市脇本脇本字七沢19番地 船川総括支所脇本支所
男鹿市五里合神谷字長者森2番地 杉本 貢 男鹿市五里合神谷字向谷地62番地 杉本 勇助	五里合	秋田県漁業協同組合	平成25年3月19日から 同年4月2日まで	男鹿市北浦北浦字忍田105番地 北浦総括支所

秋田県告示第106号

平成24年秋田県告示第258号の基本測量について、平成25年2月28日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定に基づき、公示する。

平成25年3月19日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

秋田県告示第107号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の変更の認可の告示があったので、同法第66条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年3月19日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 都市計画事業の種類及び名称
昭和58年建設省告示第661号横手都市計画下水道事業秋田湾・雄物川流域下水道（横手処理区）
- 2 施行者の名称
秋田県
- 3 事務所の所在地
 - (1) 秋田市山王四丁目1番1号 建設部下水道課
 - (2) 大仙市大曲上栄町13番地62号 仙北地域振興局建設部
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 昭和58年建設省告示第661号、平成元年建設省告示第2058号、平成6年建設省告示第1470号、平成8年建設省告示第1189号、平成14年東北地方整備局告示第43号、平成14年東北地方整備局告示第63号、平成18年東北地方整備局告示第95号及び平成21年東北地方整備局告示第63号の事業地のうち横手市百万刈字上根田及び横手市大雄字佐加里南、字佐加里、字田村野、字佐加里北、字佐加里西、字田村、字田村大堰東、字柏木東、字新町南、字新町東、字新町西、字新町西野添、字東高津野、字高津野、字高津野下、字牛中島を削り、横手市黒川字福柳地内において事業地を変更する。

秋田県告示第108号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の変更の認可の告示があったので、同法第66条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年3月19日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 都市計画事業の種類及び名称
昭和62年建設省告示第177号大館都市計画及び比内都市計画下水道事業米代川流域下水道（大館処理区）
- 2 施行者の名称
秋田県
- 3 事務所の所在地
 - (1) 秋田市山王四丁目1番1号 建設部下水道課
 - (2) 北秋田市鷹巣字東中袋76番地の1 北秋田地域振興局建設部
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし

秋田県告示第109号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成25年3月19日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成25年3月7日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
株式会社小原組
仙北市角館町表町下丁15番地1

代表取締役 小 原 直 義

秋田県知事許可（般-21）第12041号

3 処分の内容

土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業に係る一般建設業許可の取消し

4 処分の原因となった事実

平成25年3月7日付けで土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業に係る廃業等の届出があった。

このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第110号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成25年3月19日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	角館六郷線	仙北郡美郷町畑屋字高野8番11から鑓田字馬町88番4まで	7.00~16.00	0.620
	新	角館六郷線	〃	7.40~19.40	0.620

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 仙北地域振興局建設部用地課

(2) 期間 平成25年3月19日から同年4月1日まで

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、公告する。

平成25年3月19日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 申請のあった年月日

平成25年2月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 共生センターとっと工房

3 代表者の氏名

菅 原 龍 典

4 主たる事務所の所在地

大館市比内町達子字前田野14番地4

5 定款に記載された目的

この法人は、障害のある利用者の意思及び人格を尊重し、自立した日常生活や社会生活を営むことが出来るよう多様な「障害福祉サービス」の提供に努め、「自立と共生の社会づくり」を目指し、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

6 定款の変更内容

(1) 特定非営利活動の種類

(2) 事業

(3) 会員の種別

(4) 入会金及び会費

(5) 会員の資格の喪失

(6) 拠出金品の不返還（削除）

(7) 役員職務

(8) 役員任期等

(9) 役員解任

- (10) 総会の権能
- (11) 総会の開催
- (12) 総会の招集
- (13) 総会の定足数
- (14) 総会の議決
- (15) 総会の表決権等
- (16) 議事録
- (17) 理事会の開催
- (18) 理事会の招集
- (19) 理事会の議長
- (20) 理事会の議決
- (21) 理事会の表決権等
- (22) 定款の変更
- (23) 解散

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、飯田川土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成25年3月19日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

退任理事の住所及び氏名

潟上市飯田川下虻川字上谷地6番地

伊 藤 繁 美

公 安 委 員 会 告 示

秋田県公安委員会告示第29号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定により、次のとおり指定したので、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第3条の規定に基づき、公示する。

平成25年3月19日

秋田県公安委員会委員長 柴 田 寛 彦

1 名称、住所及び代表者の氏名

(1) 名称

ワイ・ディー・シー株式会社

(2) 住所

横手市大町6番29号

(3) 代表者の氏名

平 田 晃 郎

2 特定講習を行う事務所の名称及び所在地

(1) 事務所の名称

湯沢自動車学校

(2) 事務所の所在地

湯沢市山田字下宿川原31番33

3 特定講習の種別

道路交通法第108条の2第1項第2号に掲げる講習（取消処分者講習）

4 特定講習を開始しようとする年月日

平成25年3月21日

5 指定講習機関の指定年月日

平成25年3月19日